

ばいじんの排出基準について

1. 規模の欄の数値は、施設を定格能力で使用する時の湿り排出ガス量(万 m³N/h)を示す。
2. 排出基準と照合するばいじん量は、下記の式により酸素濃度換算をして求められたものとする。
ただし、旧特別排出基準では、酸素濃度換算は行わない(O_n=O_s)。

$$C = C_s \times (21 - O_n) \div (21 - O_s)$$

C : ばいじんの量(g/m³N)

C_s: 実測ばいじん量(g/m³N)……日本産業規格 Z8808 に定める方法により測定されたもの

O_n: 標準酸素濃度(%)……表の施設毎の値(熱源として電気を使用するものは O_n=O_s)

O_s: 排出ガス中の酸素濃度(%) ただし、O_s が 20%を超えるときは、20%とする。

3. 排出基準の適用

(a) 一般排出基準

県内全域において適用される。

なお、北九州市及び大牟田市において、昭和 46 年 6 月 24 日から昭和 57 年 5 月 31 日までの間に設置された施設については、旧特別排出基準と一般排出基準とを比較して、より厳しい基準が適用される(表2の注4、注5参照)。

(b) 特別排出基準

北九州市及び大牟田市において、昭和 57 年 6 月 1 日以降に設置される施設について、設置日から適用される。

4. 適用除外施設

表に記載されていない施設については、排出基準が適用されない。

また、次の施設については、当分の間、排出基準の適用が猶予されている。

(a) 小型ボイラー(伝熱面積 10m² 未満であって、燃料の燃焼能力が重油換算 50L/h 以上のもの)のうち下記のいずれかに該当するもの

- ・ 設置年月日が昭和 60 年 9 月 9 日以前であるもの
- ・ ガスを専焼させるもの、軽質液体燃料(灯油、軽油又は A 重油をいう。)を専焼させるもの並びにガス及び軽質液体燃料を混焼させるもの

(b) ガスタービン、ディーゼル機関のうち、昭和 63 年 1 月 31 日以前に設置されたもの、又は非常用として設置されるもの

(c) ガス機関及びガソリン機関のうち非常用として設置されるもの